別表第十二号の三（第51条の11の２の８関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

長辺

届出者（注２）郵便番号
住　　所
氏名又は名称
法人番号

［略］

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　略］

２　届出者の欄の記載は、次によること。

⑴　代理人による届出の場合は、届出を行う表示者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

⑵　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

別表第十二号の四（第51条の11の２の９関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［略］

請求者（注２）　郵便番号
住　　所
氏名又は名称
法人番号

［略］

（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　略］

２　請求者の欄の記載は、次によること。

⑴　代理人による還付請求書の提出の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

⑵　法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

［３・４　略］

別表第十二号の三（第51条の11の２の８関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［同左］

長辺

届出者（注２）郵便番号
住　　所
氏名又は名称

［同左］

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　同左］

２　代理人による届出の場合は、届出を行う表示者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

別表第十二号の四（第51条の11の２の９関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

［同左］

請求者（注２）　郵便番号
住　　所
氏名又は名称

［同左］

（日本産業規格Ａ列４番）

［注１　同左］

２　代理人による還付請求書の提出の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載すること。

［３・４　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。